

## 傷病手当金を調整か

### 休職者へボーナス支給

#### 問

7月と12月にボーナスを支給しており、減額はあるものの、5月から休職中の従業員にも支払います。傷病手当金を受給中ですが、調整の対象になりますか。

報酬には該当せず対象外で

#### 答

傷病手当金は、業務災害以外の傷病で療養のために労務に服することができないとき、連続した3日の待機期間を経た後に支給対象となります（健保法99条）。1日当たりの支給額は、原則、支給開始日の以前12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額を30で割り、3分の2を掛け計算します。ただし、同法108条に調整規定があり、“報酬”の全部または一部を受けることができる場合、その間、傷病手当金は支給されません。報酬より傷病手当金の額が高い場合には、差額は支給されます。ここで報酬とは、賃金、給料などいかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいいますが、臨時に受けるものと3月を超える期間ごとに受けるものは除きます（同法3条）。3月を超える期間ごとに受けるものは賞与とされ、ご質問のボーナスは調整の対象外です。